

令和6年度

住民税・国民健康保険税（後期高齢者医療保険料）の申告について

令和6年度（令和5年中の所得）の住民税及び国民健康保険税（後期高齢者医療保険料）の申告を、下記の日程で受付します。

◎国民健康保険制度、後期高齢者医療制度加入の方は、所得がなくても申告する必要があります。 役場1階 総務課税務係で申告をしてください。

申告期間：2月16日（金）～3月15日（金）

※土日祝日は除く

※確定申告が必要な方は、3月15日（金）までに、税務署へ申告するようにしてください。

★お持ちいただくもの★

- 公的年金等の源泉徴収票や給与の源泉徴収票など、収入金額のわかるもの
- 貢物（地代・賃借料）などがあればその金額と相手の住所、氏名、収入金額のわかるもの
- 社会保険料、生命保険料、国民年金保険料などの控除関係の証明書等
- 医療費控除をされる方は『医療費控除の明細書』
※事前に領収書の整理や計算をお願いします
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード もしくは 通知カード）
- 本人確認書類（マイナンバーカードがあれば省略可）

※上記の期間中に都合が悪くて申告できない方は、3月18日以降5月末までに役場においでいただくか、郵送での申告もできます。（郵送の場合は、申告書をお送りいたしますのでご連絡ください。）

★ご注意ください★

- ◎次の申告は安芸税務署で申告をお願いします（役場では受け付けていません）
 - 譲渡所得（土地、建物の譲渡・株式等）の申告をする方
 - 住宅借入金控除（1年目）の申告をする方
 - 死亡した方の申告

※申告の必要がない方

- ★ 収入が公的年金のみの方（日本年金機構に提出する扶養親族等申告書で扶養控除や障害者控除等の申告をされていない方は申告が必要です。）
- ★ 確定申告をされた方
- ★ 給与所得者で年末調整をされている方で、給与以外に収入がない方